

## 桑名ほんぱく公式ガイドブック及び公式 web サイト広告掲載募集要領（令和 7 年度）

### （趣旨）

- 第 1 条 桑名ほんぱくとは、「桑名本物力博覧会」の略称のことで、桑名の地域資源を活用した小規模な地域体験プログラムの集まりのことである。桑名ほんぱくに参加することで、桑名の魅力を知り、桑名に対する愛着や誇りを抱くなどシビックプライドを育み、市内外の方から「桑名に住み続けたい」「桑名にまた来たい」など、桑名が「選ばれるまち」となることを目的とする。
- 2 桑名ほんぱくの円滑な運営を図るために、桑名ほんぱく公式ガイドブック（以下「ガイドブック」という。）及び公式 web サイト（以下「サイト」という。）に掲載する広告を募集するにあたって、桑名市広告掲載要綱（平成 19 年桑名市告示第 17 号）及び桑名市広告掲載基準（平成 19 年桑名市告示第 21 号）に規定するもののほか、必要な事項について定める。

### （広告の概要）

第 2 条 ガイドブックは、以下のとおり発行する。

- (1) 発行部数 12,000 部（予定）
  - (2) 規格 A 4 版冊子
- 2 サイトにロゴなどを掲載する。

### （掲載可能な広告等の範囲）

第 3 条 ガイドブック及びサイトに広告を掲載することのできる業種、事業者、広告の内容、広告のデザインの範囲は、桑名市広告掲載要綱第 4 条及び桑名市広告掲載基準の規定に準じるものとする。

### （広告枠及び広告掲載料金）

第 4 条 ガイドブックにおける広告の掲載場所及び掲載サイズ、広告掲載金額は、以下のとおりとする。

掲載場所	掲載サイズ（縦×横）	広告掲載金額
中面	ロゴ（30 mm×43 mm）	10,000 円
中面	1/16 面（30 mm×91 mm）	20,000 円
中面	1/8 面（65 mm×91 mm）	40,000 円
中面	1/4 面（135 mm×91 mm）	80,000 円
中面	1/2 面（135 mm×187 mm）	150,000 円
中面	全面（297 mm×210 mm）	200,000 円
表 2（表紙裏）	全面（297 mm×210 mm）	250,000 円
表 2（表紙裏）対向	全面（297 mm×210 mm）	250,000 円
表 3（裏表紙裏）	全面（297 mm×210 mm）	200,000 円
表 3（裏表紙裏）対向	全面（297 mm×210 mm）	200,000 円
表 4（裏表紙）	全面（297 mm×200 mm）	300,000 円

### （掲載の申込み）

第 5 条 広告掲載希望者は、広告掲載申込書（様式第 1 号）に必要事項を記入のうえ、直接又は郵送、メールで桑名ほんぱく事務局（以下「事務局」という。）まで申込みものとする。

申込先 〒511-8601 三重県桑名市中央町二丁目 37 番地 桑名市役所ブランド推進課

TEL:0594-24-1258

Mail:brandm@city.kuwana.lg.jp

- 2 広告掲載の申し込みは、令和 7 年 5 月 30 日（金）までとする。

(広告掲載の決定)

第6条 広告掲載の申込は、原則として先着順で決定する。

2 事務局は、掲載の可否を決定し、広告依頼主に広告掲載決定通知書(様式第2号)又は広告不掲載決定通知書(様式第3号)により通知するものとする。

(広告データの提出)

第7条 広告データは、下記注意事項を確認のうえ、AI形式又はJPEG形式のファイルを提出するものとする。

・印刷がきれいに仕上がる解像度は実寸サイズで解像度350dpiであり、大きいサイズの画像データを使用するものとする。

・AI形式のデータはアウトラインをとるものとする。

・AI形式で広告内に画像データを使用している場合は、添付画像ファイルを提出するものとする。

・全面広告に関して仕上がりサイズより外側に3mmにぬりたしをつける。

・裏表紙は右側に幅10mm×高さ297mmで発行日などの情報帯が入るため、重要な情報の配置などは避けてデザインするものとする。

2 広告データは、直接又は郵送、メールで事務局まで提出するものとする。

**提出先**〒511-8601 三重県桑名市中央町二丁目37番地 桑名市役所ブランド推進課

TEL:0594-24-1258

Mail:brandm@city.kuwana.lg.jp

※データ容量は、10MB以内で送るものとする。10MBを上回る場合は、大容量データ送信サイトを利用するものとする。

3 広告データの提出は、令和7年6月20日(金)までとする。

(支払方法)

第8条 広告主は、広告掲載料金の請求があった日から30日以内に、事務局が指定する口座へ振込むものとする。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、広告掲載に関して必要な事項は、別に定めるものとする。